

令和3年5月31日

市内の認定こども園・保育園の保護者の皆さまへ

泉佐野市 子育て支援課

「緊急事態宣言」の期間再延長に伴う《家庭保育の協力の要請》について（お願い）

保護者の皆さまには、平素より新型コロナウイルスの感染拡大防止のためにご協力をいただき心より御礼を申し上げます。

さて、4月25日（日）～5月31日（月）までを期間とする「緊急事態宣言」が大阪府に発令されていましたが、感染力が強いとされる新型コロナウイルス（変異株）による感染が急拡大している状況のもと、5月28日（金）に「緊急事態宣言」の期間が6月20日（日）まで再延長されました。

つきましては、認定こども園・保育園については、社会生活や経済活動を維持する上で必要不可欠な施設であるため、感染防止策を徹底しつつ、引き続き通常通り開園いたしますが、本市の感染状況を踏まえ、感染拡大防止対策の更なる徹底のため、緊急事態宣言発令期間中は、《家庭保育の協力の要請》を行いますので、ご家庭での保育が可能な場合は、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今回の変異株は従来株と比べ、乳幼児においても感染リスクが高いため、お子さまを感染から守るためにもご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて対応に変更が生じる可能性がありますので、ご了承をお願いします。

記

1) 期 間： 令和3年4月26日（月）～5月31日（月）

令和3年6月 1日（火）～6月20日（日）（※ 期間再延長）

2) 対象施設：市内の認定こども園・保育園（※公立園・民間園とも同様の対応となります。）

3) 期間中の保育について

《家庭保育の協力の要請》は、「できる限り集団で保育するお子さまの人数を少なくし、感染拡大を防ぐ」という趣旨において実施するもので、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご協力いただける範囲でお願いするものです。

本来の保育の必要性がある場合は、通常通り各園をご利用ください。

4) 保育料（0から2歳児クラス）について

保育料は、いったん全額お支払いいただき、欠席日数に応じて日割り計算より減額（還付）します。

※ 減額（還付）の手続き方法については、4・5月分とは別に6月分として後日、お知らせいたします。

問合せ先：泉佐野市役所 子育て支援課 保育係
TEL 072-463-1212（内線 2381～2383）